

Title	寛永鎖国と宣教師の入国問題：イエズス会巡察師A・ルビノー行の日本入国事件を中心に
Sub Title	Policy of "sakoku" and Christian missionaries' entry to Japan during Kan'ei period : a case of A. Rubino, S. J.'s mission
Author	清水, 有子(Shimizu, Yuko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2000
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.69, No.2 (2000. 3) ,p.67(235)- 93(261)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000300-0067">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000300-0067</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 寛永鎖国と宣教師の入国問題

イエズス会巡察師A・ルビノ一行の日本入国事件を中心に

清水 有子

はしがき

小稿では、寛永末年敢行されたイエズス会巡察師アントニオ・ルビノ Antonio Rubino とその一行の日本潜入問題に視点をあて、寛永鎖国確立期におけるキリシタン教会の動向と江戸幕府の対応について、その一端を解明することを目的としている。

イタリア人アントニオ・ルビノは、一八歳のときイエズス会に入会し、一六〇二年にインドに渡航、インド各地で布教したのち一六三九年一〇月、六一歳のとき日本管区と中国準管区の巡察師に任命された人物である。<sup>1)</sup> ルビノが巡察師となった同年、日本は宣教師の日本密入国支援を第一の理由としてポルトガル船の渡航禁止令（以降、寛永一六年令）をマカオに通告し、鎖国体制を完成

しつつあった。

江戸幕府による一六一四（慶長一八）年の禁教令、宣教師国外追放以降も、各修道会の宣教師は日本への密入国を繰り返した。寛永年間以降、幕府は国内キリシタンの迫害強化、宣教師密入国阻止を狙いとした対外政策を打ち出し、宣教師の密入国数は激減した。<sup>2)</sup> 寛永一六年令によって宣教師の日本密入国は現実問題としてほぼ不可能になったにもかかわらず、巡察師ルビノは日本布教を志す同志十名を二手に分け、一六四二（寛永一九）年と翌四三年に日本に潜入した。いずれも上陸後直ちに捕縛されたが、その後の運命は大きく異なり、ルビノを長とする前者はほぼ全員が殉教死、後者はほぼ全員が拷問により棄教する結果となった。

この事件については著名な教会史家であるL・パジェ

スが取り上げており、ルビノが一六三三年に棄教した「フェレイラ神父を立ち帰らしたいという希望」から日本行きを決意したと伝えている<sup>(3)</sup>。パジエスは、一次史料であるイエズス会所蔵のルビノ書簡等を読んでそのように解釈していると思われるが、このようなパジエスによる解釈自体は後述するように二次的なものである。

残存するルビノの書簡の一部は、高瀬弘一郎氏によって翻訳がなされているもの<sup>(4)</sup>、その他については未だ着手されておらず、日本における同事件についての研究は専ら、一パジエスの論述、二オランダ人の記録<sup>(5)</sup>、三若干の日本史料<sup>(6)</sup>によってなされてきた。一は上述の問題点があり、二は第三者から伝え聞いた情報をもとに記述されており、情報の質、正確さに注意を要する。三はルビノ一行が日本に上陸した後の経過、すなわち捕縛から殉教死までの経過を補う上では欠かせないものであるが、迫害する幕府関係者の手によるものであるため、当然のことながら宣教師自身の決意や意図をそこから読み取ることは不可能であると考えられる。

以上のような史料上の問題によって、従来のルビノ一行の日本密入国事件に関する研究はなお未解明の点を残している<sup>(7)</sup>。第一に大方の研究者が依拠することになる、

教会史家のパジエスによる事件の記述は、終始殉教死を遂げたルビノの宗教的な偉大さを賛美する内容となっており、なぜ彼が、鎖国体制が完成期に入った段階で、死を覚悟し莫大な費用をかけてまで日本に渡航したのか、という我々の素朴な疑問に完全に答えてくれるものではない。パジエスから読み取れるものは、宣教師として最高の榮譽である殉教死に向かって、ただ熱狂的に突き進む偉大な宗教家の姿のみである。パジエスの言うように、ルビノはこのような宗教的情熱のみによって日本密入国を決意したのだろうか。この点を解明することは、禁令以降、日本に次々と密入国した各修道会の宣教師の動向を理解する一助にもなる。

小稿では、第一に一次史料であるルビノ自身の書いた書簡に立ち戻り、主にルビノが鎖国体制の完成期である日本に敢えて入国しようとした決意は如何なるものだったのか、という点について再分析し、宣教師の日本密入国問題に対する従来の評価を再検証する。第二に日本の鎖国体制完成期におけるルビノ潜入事件の歴史的意義について検討する。

## 一 巡察師ルビノの日本布教方針

一六三九年八月、日本からマカオに寛永一六年令が通達されると、巡察師に就任したばかりのルビノは、一六三九年一月二日付マカオ発の書簡で、日本の諸事情についてイエズス会総長に報告した。その中で寛永一六年令について以下のように伝えている（原文はポルトガル語、翻訳は高瀬弘一郎氏による）。

国王が日本全土においてキリストの法を厳しく禁じたのをよく知りながら、それでも今日まで同じ法の説教者たちを当国に秘かに送って来た。

国王は、同志結託して悪事を企てるキリスト教徒たちに対しては、死罪をもって罰する。

日本に潜伏しているパードレたちとキリスト教徒たちに対し、彼らの王国から支援が送られ、与えられた。

上の三条の内容が真実なので、国王は、今後ともこの航海と貿易を行なわないように禁じ、そして命ずる。もしもこの命令と禁令にもかかわらず日本に船を送ってきたなら、その船を破壊するのみでなく、それに乗ってきたすべての人々を死罪に処する。

上述のことは、すべて国王の嚴命である。本日、一六三九年八月四日。<sup>(8)</sup>

原文の日本史料と比較すると、寛永一六年令がかなり正確に翻訳され、マカオに伝えられていることがわかる。同令に対するマカオ市の反応は、ルビノ書簡によれば、以下のようなものであった。

全面的に対日貿易に依存している当市全体の悲しみについて、私は猥下にくら強調してもしすぎることはない。イエズス会士たちのせいで、これほど主要な貿易が断絶してしまったのだ、彼ら（イエズス会士）がパードレたちとその維持費とを日本に送ったからである、と言ってわれわれを非難した者が大勢いた。しかし私は、彼らに対し、われわれには全く罪はない、と言って弁明した。今や彼ら（マカオ市民）は、「スペイン＝ポルトガル」国王陛下に人を送って、次のように要請させている。修道士が一人も日本に渡らないように禁じてもらいたい。もしも、そのために教皇の小勅書を得る必要があるなら、諸事情が変わらない限り、それを獲得してもらいたい、と。彼ら（マカオ市民）は、貿易再開のために、四月に使節を日本に送ることに決めている。

この貿易なしでは、当市は滅亡してしまい、維持することが出来ない。それに成功するか否か疑問ではあるが、彼ら（マカオ市民）は出来るだけの尽力をするつもりでいる。狎下は、当市がいかに悲惨な状態にあるか、とても信じられないであろう。というのは、すべての人々が自分の銀を日本向けの反物と生糸に投資してしまったにもかかわらず、これらの財貨を売ることが出来なかつたので、当地には一レアルもないからである。なぜなら、これらの財貨を引き取る者は一人もおらず、したがって、何も持っていないのと同じだからである。<sup>(10)</sup>

右から、寛永一六年令にたいするマカオ市民の衝撃及びマカオにおけるイエズス会の立場が困難になったことが読み取られる。

一六二〇（元和六）年に発覚した平山常陳事件以降、幕府は宣教師の密入国を警戒して様々な対策を打ち出した。それに伴い日本貿易に全面的に依存していたマカオは、早くも一六二三年には宣教師の日本渡航を警戒し、自主的に阻止する動向を見せている。<sup>(11)</sup>

これによりマカオからの宣教師日本渡航は困難となり、寛永年間の宣教師の渡航基地は、マニラに一元化される

ことになった。しかしながら宣教師渡航問題によって日葡貿易への悪影響を懸念するマカオでは、一六三七（寛永一四）年にイエズス会司祭マルチェロ・マストリリ Marcello Mastriili がマニラ経由で日本に渡航した際、これを批判したことが、当時の巡察師であるマヌエル・ディアス Manoel Diaz の書簡に見える。<sup>(12)</sup> さらに、マストリリの殉教報告がもたらされた後の、マカオのポルトガル人とイエズス会の関係は、次のようなものであった。

第三に、マルチェロ神父の血によっても、迫害は決して緩和していない。そういうわけで、当市（マカオ）の統治者たちは、パードレらを日本に渡航させないよう、私（ディアス）に命じた。世俗の人たちは、貿易が失われないために（その命令は）妥当であると言っている。反対にこのパードレやイルマンは、たとえマニラ経由でもそこ（日本）に行きたいと強く望んでいる。最長老の何人かは、今そこ（日本）では靈魂に成果をなすことができないのに、（日本渡航は）妥当でない、彼らが行っても死ぬだけである、と言っている。しかし我々は、ここから一艘のガレオン船が出発する四月まで、検討する時間がある。

昨年長崎奉行たちは、ここ（マカオ）の修道院の上長たちに、日本に行った部下たちを帰還させることを命じるように、なぜならこれによって万事平穩になるからである、とポルトガル人に言った。彼ら（葡人）は、そのことについては決してできない、なぜなら修道士に対する支配権を持っていないから、と答えた。彼ら（葡人）は、このことを彼ら（修道院の上長たち）に言った。高位聖職者は、日本に行つた修道士が日本から出国する命令はローマからのみ発せられる、しかしながら場所が離れているために、返事が来るには何年もかかる、と答えた。彼ら（葡人）は、彼（高位聖職者）に、このローマの命令をできるだけ早く来させるよう、再び依頼した。<sup>(13)</sup>この書簡によると、マカオの統治者が巡察師ディアスにたいして宣教師を日本に送らないよう命じたとあり、マストリリの日本渡航事件を機に、宣教師の日本派遣にたいするマカオ市の態度を、イエズス会に明示したようである。またその前年である一六三六（寛永一三）年には、長崎奉行からマカオのポルトガル人を介して、マカオにある各修道院の上長に日本在住宣教師の帰還要請があった。このような状況において、イエズス会内部でも

宣教師の日本渡航をめぐる意見が二分していたが、同問題の決定権を持つ巡察師ディアス自身は、「パードレたちを日本に送ることは合法的であり、少なくとも義務である」と判断し、翌一六三八年に三人のパードレをマニラ経由で日本に密入国させようとした。<sup>(14)</sup>

この計画は実現しなかつたようであるが、以上のよう  
にマカオの統治者が再三要求したにもかかわらず、イエズス会はそれを無視してパードレを派遣しようとしたのであり、いよいよ寛永一六年令が布達されるに及んで、ルビノ書簡が伝えているように「イエズス会士たちのせいで、これほど主要な貿易が断絶してしまつたのだ」と非難した者がマカオに大勢いたことが知られる。

またこの寛永一六年令とともに、日本にいる三人のイエズス会員についての情報がルビノのもとにもたらされた。

私だけでなくすべての人々を最も悲しませたのは、次のような情報であつた。それは、会員である三人のパードレ、すなわち、ジョヴァンニ・バッティスタ・ポーロ、ペドロ・カスイ〔岐部〕、およびマルティーニョ〔シキミ（式見）〕は、激しい迫害が行われているために、自分たちを匿つたり、扶養した

りすることを希望するような者は、もう日本にいないのを知って、江戸の統治者たちの前に出頭する決意を固め、自分たちはパードレであり、キリストの法を説いてきた、と告白した。直ちに彼らは拷問にかけられた。パードレ・ペドロ・カスイは、すさまじい拷問に堪え、真つ赤に焼けた金属板をからだ中に受けて、キリストの偉大な騎士として死亡した。そればかりでなく、彼らは生きながら油で揚げられ、その忍耐はすべての人々を驚嘆させたという。

他の二人は、信仰告白したことを棄てる、と大声で叫び、しかも、お前たちを養ってきた者は誰か、と尋ねられて、マカオのポルトガル人たちである、と答えた。このため、当市との貿易を断絶する決意がなされたのだという。長崎のポルトガル人たちの耳にこのような噂が入った。三人とも殉教したが、統治者たちがパードレたちの信用を貶すためにこのような噂を広めたのだ、という者もいる。しかし、最初の噂の方が優勢で、現にこの噂が流れている。<sup>(15)</sup>

以上の寛永一六年令と、日本在住イエズス会司祭に関する二点の情報に接して、巡察師ルビノは、パードレの日本渡航に関して以下の方針をイエズス会総長に送った。

これによって猥下は、今のところ会員のパードレが日本に行くのは適当ではない、と判断されるであろう。第一の理由は、成果が得られないからである。というのは、パードレの言葉に耳を傾け、これを匿って養うことを希望するようなキリスト教徒はいないからである。パードレ・カスイとパードレ・マルティーニョは日本人であるにもかかわらず、彼らを匿って、その言葉を聞こうとした日本人は一人もいなかったからである。第二の理由は、人智の及ぶ限りでの話であるが、異常なまでの努力がなされて監視がおかれているのであるから、一歩足を踏み入れたら、直ちに捕らえられないはずがないからである。第三に、二人「イタリア人ポーロと日本人シキミ」について言われていることが真実ならば、「二人と同様、拷問によって信仰面で」後退する危険があるからである。第四に、当市と日本人たちとの間に貿易が再開された場合、それを断絶しないようにするためである。それゆえ、もしもこの貿易を再開する期待が失われたら、そのときは一層自由に「日本に」赴くことが出来、そして入国することによって同じような成果が得られるかも知れない。という

のは、聖靈による特別の神感によらずに、成果の見込みなく苦難に身を投ずるのは、無謀なことだと思われるからである。この聖靈による神感が働く限り、これを制しうるものは何もないからである。それは、われわれが聖パードレ・マルチェロにまさにその実例を見たとおりであつて、彼は特別な靈感によつて日本に渡り、神はいとも明確なしるしでもつて、彼に恩恵と名譽とお与えになつた。<sup>(16)</sup>

ルビノは以上の理由をあげて、当分パードレを日本に渡航させない方針をとつた。これを整理すれば、以下のようになる。まず、日本布教に成果がない、と判断したことによる。理由の第一から第三までに指摘しているように、たとえ上陸に成功しても、日本には宣教師の潜伏を助けるキリシタンがもはや存在せず、直ちに捕縛される。殉教できるならまだしも、背教する危険性がある。このような方針は、次に示す通り、日本以外の管轄地についても同様に取られている。

我々は仲間が少ないので、成果がそれほど期待されない他の地に行くよりも、多くの成果がなされているトンキンに専念したほうがよいと私には思われる。同じ理由から、チャンパに（同志を）派遣する

こともやめた。なぜなら（チャンパの）人々はたいへん粗野で、聖なる福音を受け入れる気持ちがないからである。部下がほとんどいないのに、彼らを成果が確実でたいへん豊かな、トンキンや中国やコチンシナのようなところに専念させることもできるのに、ほとんど成果が期待されない地に専念させるのは、本当に心配である。<sup>(17)</sup>

限られた人員をなるべく布教の成果が見込まれる地に投入するというのが、巡察師としてのルビノの基本的な布教方針であつた。パードレの日本渡航を当分見合せとするという措置は、この基本方針に沿つたものであつた。次に、上述の第四の理由で述べているように、先に述べたマカオにおけるイエズス会の立場を考慮した結果、貿易再開の可能性があるうちは、動きを控えざるを得ない状況にあつた。

ただし、これらの宣教師日本渡航を阻害する要因は、ルビノの言う「聖靈による特別の神感」を制することはできない。彼らは政治家でも商人でもなく、宗教家なのであつて、当時のイエズス会をはじめとする各会の宣教師たちが、何よりもこのような神の啓示とでもいふべきものに従つて行動していたことは注目しておいてよいで



あろう。では、ルビノは何をもって「聖霊による特別の神感」とし、日本渡航に踏み切ったのだろうか。この問題について、一六四〇年のマカオ使節処刑事件を中心に次節で述べたい。

## 二 マカオ使節の処刑と日本布教の決意

寛永一六年令を傳達されたマカオでは、前節のルビノ書簡に示されている通り、ただちに貿易再開を嘆願するための使節の日本派遣を決定した。四名の大使を含む使節一行七四名は、一六四〇（寛永一七）年七月に日本に到着したが、幕府は寛永一六年令の違反を理由に大使ら六一名を斬首刑に処し、一三名を助命、情報伝達のためマカオに送り返した。イエズス会巡察師アントニオ・ルビノは、「これは（日本から帰って）来た一三名から、短時間で最終的に私が集めることのできたものである。彼ら全員が、彼らのうち誰一人食い違うものなく、（証言が）同じであることを証明した<sup>(18)</sup>とあるように、生還した一三名と面接して証言を取り、イエズス会総長に長い書簡を送り、使節一行がマカオを出発して日本で処刑され、助命された者たちが帰還するまでの過程を報告した<sup>(19)</sup>」。

生存者の一三名がマカオに帰還したのは、一六四〇年九月二〇日のことである<sup>(20)</sup>。ルビノはその二日前の九月一八日付書簡で、個人的な事情から総長に「私に後継者とイタリアに渡航する許可証を一緒に送って下さるよう<sup>(21)</sup>に」という願いを出している。ルビノは巡察師をやめ、イタリアに帰る希望があったのである。ところが、九月最後の日付の、同事件を総長に報告した書簡の最後には、「今や、ポルトガル人と行っていた貿易を断絶した意図が、明らかに誤っていたと日本人が悟るために、前にも増して宣教師は日本に渡航しなければならぬ。（中略）もし猊下がそちらのヨーロッパ管区に、神への尊敬と聖なる信仰から彼方の（日本の）島々で生命と血をかけたいと望んでいる者を何人かお持ちであれば、今がその時<sup>(22)</sup>であり、彼らは喜んで確実にやって来ることができると日本に宣教師を派遣する考えを記し、ヨーロッパからの宣教師派遣まで促している。また、同年一〇月二日付コンファロニエリ神父宛の書簡では、マカオ使節の処刑について説明したあと、「我々はヨーロッパからやって来る者のために、彼らが勇敢に（日本に）入ることができると、道をつくるだろう<sup>(23)</sup>」と、自ら渡航する意志を示している。そして、二年後には自ら部下を引き連れ

て、日本への渡航を果たすのである。以上のように、ルビノは明らかにマカオ使節の処刑事件によって前節で述べた方針を転換し、宣教師の日本派遣を實行しようとしているのである。

では、この事件の何が彼にそのような考えをもたらしただろうか。九月最後の日付総長宛書簡では、ルビノは以下のように述べている。

(日本渡航について) 危険は大きく事実であるが、義務も大きい。我々は神に許しを請うことができようか？水夫、召使、新改宗者、兵士、世俗の人や奴隸がキリストの愛のために非常に大胆にも命を投げ出すのを見ながら、我々は我々の神学を持ちながら、たいへんな危険を伴うどころか、成果の望みもなく、すぐに捕らえられ拷問されることが確実であるのに、日本に渡る必要があるのかと声高に口論し、言い争っている。<sup>(24)</sup>

ルビノは処刑されたマカオ使節一行の死を「キリストの愛のため」、つまり殉教死とみなしており、世俗の人の殉教という事態に接して、自らを含む聖職者、宣教師としての義務(布教する使命)を問い直しているのである。

一方、幕府がマカオ使節を処刑した理由は、林羅山が起草した「誅耶蘇邪徒、諭阿媽港」によると、当該の一節は以下のようになる。

……由是去歲使節至長崎、諭汝國人、向來必無向于本朝、若有再來悉戮其舟中人、以無孑遺云云、而今背其嚴旨、詐乞和平者、重到于此地、官事無監、制令何變、某等謹奉鈞命、不知其他、不敢赦之、即壞其舟、執其徒若干人、梟首長徇于市、其餘者無少長皆誅之<sup>(25)</sup>

要するに、寛永一六年令で日本に渡航してはならないと厳命したにもかかわらず、それに使節一行が違反したことを問題として、船を破壊し(実際は船を焼いた)、乗船者を誅罰して、同令の厳重な実施を表明したということであった。

しかしながら、ルビノを含む教会関係者はこの処刑理由をキリストの信仰に求めており、この点で両者の事件に対する受け取り方にずれが見られる。マカオ使節一行が、処刑の宣告文を与えられた場面を、ルビノの書簡から引用する(下線部は筆者)。

残酷な王(家光)が使節達に与えた宣告は、日本語からイタリア語に一語一語このように訳された。……日本

……(一行程文書破損のため不明)、長年キリストの法が(王の)命令と厳格な掟に背いているということであつた。この同領主、君主は、先年マカオ市の航海と交易を禁じた。それとともに、もしポルトガル人がこの厳格な法度に背き日本にいかなる船をも送ろうと企てるものなら、前述の船は焼かれ、すべての人間が死刑を申し渡され、斬罪に処されるということを命令していた。王は明白で明確な条項によって、彼らに以上のことと法度のすべてを厳命した。いま彼らは前述の掟と法度に背き船を送り、王と皇帝の法を汚したのは明白であるので、彼らは明らかに前述の刑罰に値するとみなされる。このほかにも彼らは重大な罪をおかしている。それは彼らが今後はもう日本にキリストの法の宣教師を送らない、と口で言っているにもかかわらず、マカオからの手紙にはこれについて特別に明白な記述が見られない。そこには王が前述の航海と貿易をその(キリストの)法のみを理由として禁じたとあり、彼らが持ってきた手紙はこのことについて特別に扱っていない。これはすべての事が嘘で偽りであるということを示している。前述の掟と国王の法を尊重するため、前述の船で来たすべての者が、ただの一人も救われることなく、処刑されるべきである。

その船を焼き、主要な人物は全員、同伴した全ての者ととも斬首することを私(家光)は命じるが、マカオとポルトガル人の全ての町がこの裁判と処罰の情報を得るために、彼らのうちの何人かの召使と、最も下層の者に命を与え、彼らはあらゆる町に法の執行と前述の宣言について伝えるため、マカオに送られることを望む。そしてもしいかなる場合においても、今後彼らが厚かましくも日本にいかなる船でも送つてこようものなら、到着したあらゆる港で、全員が容赦無く斬罪に処される。

カンエイ(寛永)一七年、第六の月三日、一六四〇年六月二一日。

カモノカミ(掃部頭)、サノキノカミ(讃岐守)、イイ

ノノカミ(伊豆守)

ノヲイノカミ(大炊頭)、カンガノカミ(加賀守)、ブン

ゴノカミ(豊後守)

テウシモノカミ(対馬守)

(中略)そしてすぐにこの人物(奉行の一人)は、大声で前述の宣告を読むよう命じた。ポルトガル人は日本語とポルトガル語でこの宣告の趣旨を聞いたあと、同宣告が宣言したように、キリストの法が理由で死ぬのだということがわかると、非常に喜んだ。<sup>(26)</sup>

文中の宣告文については原文である日本史料と比較できるが、内容は細かい点を除いてほぼ一致する。<sup>(27)</sup>ただし下線部の、処刑理由を述べている「前述の掟と国王の法を尊重するため (perché havendo rispetto al sopraddetto precetto, e lege reale)」という部分は、原文では認められない。書簡の一部が破損しているために、この部分で使われている「前述の掟と国王の法」という用語が具体的に何を指すのかは厳密に限定できないが、文意から、国是としてのキリシタン禁令と、それによって打ち出された寛永一六年令を指していると思われる。少なくともルビノは、この処刑理由について、直接的な寛永一六年令の違反ということよりも、使節一行がその法度を規定する国是のキリシタン禁令に違反したということを重視し、そのように理解しているのである。寛永一六年令がキリストの法を理由としている以上、その寛永一六年令で処刑される使節たちは、殉教者の資格があるという論理である。

このような論理を持つルビノが報告する使節一行の処刑の様子は、殉教を強調する観点から、喜びに満ちて堂々と信仰告白を行い、死んで行く使節たちの姿が目立つ。例えば、次のような記述がある。

#### 寛永鎖国と宣教師の入国問題

そして（長崎奉行の命令を伝える通詞たちは、）ポルトガル人の奴隷の何人かに、付け加えて言った。もし信仰に背くことを望んだら、命の他に、金もやることを約束する、と。しかし神は、一時の命よりも永遠の命を、一時の富よりも栄光の富を重視することにより、なんびとも現世の欲望や金銀の渴望に打ち負かされないように思召しになった。ただ、あるカフレ人の奴隷だけが、命は金とともに尊重すべきものだと言ったようである。しかしもうひとりの、彼と同じく奴隷でカフレ人である仲間が彼に言った。フェルナンド、おまえが人生でおかしてきた多くの盗みや大罪を、こんな幸せな機会に、神の愛のため命も血も与えることをしないで、神が許してください。それを望むのか、と。良きカフレ人はすぐに答えた。そうだ、それでは勇ましく死のう、このような良い機会を失わず、一時の死をもって永遠の命を勝ち取ろう。そして血を流すことによって、我々が生涯を通じておかしてきたすべての大罪を償おう。その答えはすべてのキリスト教徒を慰め、通詞たちを驚かせた。通詞たちは皆背教者だった。実にこの事件は永遠の記憶に値する。この事件で、聖霊は神の

恩寵の強さと効果を示した。なぜなら、これらポルトガル人の奴隷の中には、生活習慣がたいへん悪く、非常に不正に生きてきた者が多く見られ、それゆえ彼らの主人も堪えられないほどであったが、それにもかかわらずこの港町に到着すると、全員がたいへんな勇氣と心の寛大さをもって、宣言した信仰のために命を与えたいと答えたからである。そのため彼らに棄教するよう唆した人々は、このような奴隷や下層の人々のなかに高貴で寛大な心を見て、あつげにとられてしまった。彼らのなかには、カフレ人、マラヴァル人、シナ人、マレーシア人、シンガル人、ベンガル人、マカツァール人、ジャワ人、そして他の種族が見出された。これらすべての奴隷たちのなかで、ゴンサロ・モンテイロ・デ・カルヴァリオの唯一のシナ人奴隷である、フランチェスコという名の者が際立っていた。彼は信仰に背きたいかと求められたが、大声で、五万の命を持っていても、すべてキリストの愛のために捧げるだろう、と答えた。(中略) ポルトガル人のなかに、ひとりの十九歳の若者がいた。彼は数年前にポルトガルからやって来た。この若者に通詞がほとんど同情して、転びたい

か(背教することを日本人はこのように言う)と尋ねたが、それに対して高潔な若者は大笑いして、並外れた落ち着きを顔に見せて、答えた。首が討たれて地面に落ちたらすぐに、体は必然的に転ぶだろう。この兵士は、ベネデット・デ・リマ・カルドソという名だった。まさに祝福を受けた(IIベネデット)青年であり、彼の神への敬意のため、彼は殉教者の一団のなかに数えられるという、すばらしい至福に値した。彼は年は若いと思慮については老いており、職業は兵士だったが、信仰宣言においては宗教家だった。<sup>(28)</sup>

長崎奉行が処刑の前に、使節一行に棄教を迫ったという記述については問題があるが、重要なのは、棄教を迫られた奴隷や年若い兵士が堂々と信仰宣言して死を選んだ、とルビノが受け取っている点である。一六五〇年にリスボアで出版された、イエズス会士カルデイムの編纂した「報告」中の名簿<sup>(30)</sup>によると、処刑された使節一行六名の構成員は、大使、兵士、水夫、召使、奴隷であり、その約半数の二九名が召使および奴隷身分の者だった。前述したルビノの論理からすれば、処刑された全員が殉教者の資格を持つ。しかしルビノとしては、宣教師の対

極にある低い身分の、あるいは年若い「世俗の人」の殉教を強調することで、一層効果的に宣教師の使命や義務感という問題を浮き彫りにしているのだろう。

ルビノは宣教師の日本入国の理由として、「彼方の靈魂に成果をもたらすことは期待できないとはいえず、我々は神の名誉と、信仰の賛美をもたらさなければならぬ」という我々の義務を明示するだろう<sup>(31)</sup>と述べる。客観的事実がどうであれ、彼にとってマカオ使節の処刑は間違はなくキリストの信仰ゆえの殉教であり、多くの世俗の人々の死は、宣教師の義務を明示する必要性を生み出したのである。

斬罪に処された使節一行六一名の首は刑場にさらされ、遺体は刑場に作られた穴の中に投げ込まれた。通常、宣教師やキリシタンの処刑では、聖遺物として信者が持ち帰らないように遺体は焼かれ、灰は海中に捨てられる。この点について、ルビノはこう言っている。

神は我らのカピタンとなり、我らを救助し、助け、手を差し伸べるだろう。多くの殉教者の体が、彼らの流した血が我々を呼び招いている。いやむしろ、我らを待っている。異教徒たちがキリストの騎士たちの体を焼くことも、海中にその灰を投じること

(神が)望まなかった点については、特別な神の摂理があったと思われる。なぜなら(神は、殉教者が)救助を待っている印として、皆いつしよに地下に置かれることを望まれたからである<sup>(32)</sup>。

ルビノはこのように、使節の処刑に日本へ宣教師が渡ることを望む「神の摂理」を汲み取っている。その意味で、このマカオ使節処刑事件で彼はまさしく前節で述べたような「聖霊による特別の神感」を得、あらゆる阻害要因を排して宣教師を日本に派遣する決意をしたことが知られるのである。

### 三 日本密入国の意味

ルビノは日本に渡航するルートと手段を検討するため、マカオ使節処刑事件の翌年一六四一年にマニラに渡り、当時のマニラ総督セバステイアン・ウルタード・デ・コルクエラ Sebastian Hurtado de Corcuera と交渉した。総督は宣教師日本派遣計画に「たいへん好意的<sup>(33)</sup>」で、小型の船と遠征用の船員を提供しようと申し出た。日本渡航の目処をつけたルビノは、同年九月マカオに帰り、かねてから日本行きを希望していたフランシスコ・カッソラ Francisco Cassola とジュセッペ・キアラ Giuseppe

Chiara 両神父を、アルベルト・メチンスキ Alberto Mei-chinski 神父のいるカンボジアに送り、三人で同地からマニラに渡り、そこでルビノらと合流するよう指示した。ルビノ自身は、同じく日本行きを希望するペドロ・マルケス Pedro Marques、フランシスコ・マルケス Francisco Marques 両神父と、イルマンのアンドレ・ヴィエイラ Andre Vieira を同伴して再びマカオを出発し、一六四二年五月にマニラに到着した。そこでカンボジアから来たカツソラ一行と、すでにマニラにいたアントニオ・カペチェ Antonio Capece 神父と落ち合った。<sup>(34)</sup>ルビノはこの時、アロンゾ・デ・アロイヨ Alonso de Arroyo、デイエゴ・デ・モラレス Diego de Morales 両神父を日本渡航計画に加えるよう、フィリピン管区から要請され、受け入れている。日本に渡航する宣教師は、ルビノを加えた以上一〇名である。

ルビノは宣教師を派遣するだけではなく、自ら日本に渡航する決意をした。マニラから出発する直前の一六四二年七月一日付、イエズス会総長宛書簡で、この理由について以下のように記している。文書に一部破損があり、長くなるが、理由を述べている部分については全文を載せる。

第一に、猯下が、すべてに抜きん出て私がふさわしいとして、私が日本の巡察師になることを望まれたゆえ、名でなく事実として（巡察師になるように努め）、私の生命が明らかに危険であっても、行つてたいへん窮乏している彼方の靈魂を救済するため、私としても渡航するのが妥当である。なぜなら、彼らが私の靈魂を私よりも価値あるものにするのは、不合理だからである。私は猯下に、たいへん困難な計画のために、私の部下のなんびとも告げるような顔も口も持っていないことを告白する。キリストが羊飼いに ついて望む条件のひとつがこのことであると私は思い出す。すなわち子羊たちについて言えば、羊飼いは子羊たちの前を行くのである。それゆえ、どうして猯下はキリストの言ったことを守らずに、私を不適當にも子羊たちの羊飼いにすることを望まれたのだろうか。猯下はこの計画がいかに困難であるかをよくご存知である。それゆえ、この計画のために進んで身を捧げる者たちが必要である。上長が戦場に現れる最初の者であるのがふさわしい。なぜなら、彼の模範によって、他の多くの者たちが同じ事をする勇気を与えられるからである。命令を

出して残ったままでいるのは、上長にはふさわしくないが、彼（上長）が第一に行い、他の者たちが彼に続くようにするため、道をつくるのは妥当である。

第二に、背教して神の教会に不名誉を与え、我々イエズス会の信用を傷つけたフェレイラの罪のため（私が行くことは）同様に適当であると私は判断している。彼は捕まったとき管区長代理であったので、他の、より高位の上長が彼の（与えた）損害を補償するのがふさわしいと思われる。彼の、教会にもイエズス会にもなしたところの無礼や侮辱を償うことができるほど、自分を信頼しているわけではない。なぜなら私は、彼よりもずっと弱いことを自覚しているからである。もし神が私を助けなければ、諸事を彼がやったよりも、もっと醜悪にしてしまうだろう。しかし私は全善を信じている。（全善は）これらの聖なる願望を私に与えるので、神が堪えることを思召しになっていることについて、苦しむための心と力をもとに与えてくれるだろう。そして私の重い罪を考慮せずに、私が行うことができるよう、仕向けて下さるだろう。

第三に、私はすでに六四歳になり、余命幾許もな

い。したがってこの周辺の管区にとって、私は必要無い。またすでに死が私の手の中にあり、（死に）到達しつつあるので、手の中にある大きな機会を失わず、栄光ある死を選ぶのが妥当であると思われる。

第四に、目下我々がいるこの様な状況で、それが行われるのが妥当だと私には思われるからである。猊下はそれを良い、適切な行動であると判断されるだろう。

第五に、ゴアに一人の托鉢修道士の大司教が到着した。彼は教皇聖下によって日本の諸事情についての情報を集めるよう□送られた。彼がやって来たら、日本には一人の修道士もなく、彼方の葡萄園に福音の司祭が置かれる措置がなされていないことを、どう思うだろうか？（大司教は）我々に対抗して、どのような情報を教皇に送るだろうか？彼方の靈魂の救済のため、巡察師自身が九人の仲間とともに日本に渡航した（という内容の）手紙を（大司教が）書くような場合があることは、おおいに□考えられないことだろうか？

第六に、托鉢修道士たちが渡航の準備を整えている。イエズス会士ではなく、托鉢修道士が渡航した



ら、彼方の（日本）教界が依存しているイエズス会の信用はどうなるだろうか。それゆえ、巡察師自身が自ら渡航すれば、我々が自らの義務を果たしており、総じて窮乏の状態にある彼方の靈魂を救うため、困難も危険も顧みないということとを皆が理解する□  
 だろう。

最後に付け加えれば、私がい々仲間と交渉し、より多くの働き手の救援のため、行きと同じ船で戻ることが必要なほど、ひらけた入り口のための道を見出すことは、十分に可能である。とにかく、私は必ず狓下に日本についての手紙を書き、我々が乗って行く同じ船で（その手紙を送るだろう）。そして我々の旅の経過について、報告するだろう。<sup>(35)</sup>

以上のように、巡察師の日本密入国には、様々な意味が与えられていた。第一。イエズス会内部について言えば、後続の宣教師たちへの模範を示すことになり、外部に対しては、イエズス会が日本布教の使命を果たしているというアピールになった。また、フェレイラによる汚名の挽回という意味もあった。

一六三三年一〇月に穴吊し刑の際棄教したクリストヴァン・フェレイラ Christovão Ferreira については、

棄教当時、イエズス会日本管区の管区長代理の地位にあった。<sup>(36)</sup> フェレイラはその後沢野忠庵という日本名と妻を与えられ、死ぬまで長崎奉行の通詞として働いた。この事件はカトリック教界に大きな衝撃を与え、当時の巡察師ディアスは、フェレイラを一六三六年一月にイエズス会から除名していた。<sup>(37)</sup> ルビノはエチオピア総大司教に宛て、日本に渡航したらフェレイラに与えるつもりであるとして、ラテン語で書いた手紙の写しを送っている。<sup>(38)</sup> この手紙の内容はおそらくフェレイラの改心を促すものである。このようなものを見て、パジェスが「（日本渡航の）主なる理由は、相変わらず、フェレイラ神父を立ち帰らしたいといふ希望であった」と書いたのを始めとして、多くの研究者が、フェレイラの改心を促すことをルビノの日本渡航の理由であると位置付けており、通説になってしまっている。ルビノがフェレイラの改心を望んでいたことは間違い無いだろうが、今まで述べてきた通り、これが主な理由とすることはできない。

ルビノの上記書簡によれば、以上のようなイエズス会の義務を明示する必要性は、托鉢修道会との対抗関係からも生み出されているものである。第五の理由では、日本の諸事情をローマ教皇に報告する大司教が托鉢修道士

であるため、イエズス会に不利な報告をする可能性があるとされている。第六の理由では、托鉢修道会でもこの時期に日本密入国の動向があったことを示している。イエズス会は慶長十八年の国外追放以降、常に他の修道会を上回る数の宣教師を日本に在留させており、迫害下の日本布教をリードしてきた。ところが一六三七年に在留者の数はフランシスコ会と並び、翌々年には岐部神父ら三名の殉教者、棄教者が出たため、残ったのは小西マンシヨ神父一名のみとなり、数の上ではじめて他修道会に譲っている。<sup>(40)</sup>ルビノは小西神父の生存についても「すでに死んだのではないかと危惧される」と絶望視している。このときイエズス会は日本布教からほぼ完全に後退したという認識があったのである。ルビノがことさら托鉢修道会との競合を意識した背景には、このような事情があった。

第二。上記書簡の最後の部分に示されている通り、ルビノは義務のアピールという意味以上に、密入国後の日本布教にある程度の展望を見出していた。出発直前の一六四二年七月四日付の書簡で、マカオのコレジオにいる神父たちに宛てた書簡で、「我々がこの入り口から戻ること、神がお望みにならないときには、我々は自らの勤

めにおいて死ぬだろう」と述べているように、一方で殉教の覚悟を見せながら、一方で日本入国が成功するという展望も持っているのである。ルビノはさらに続けて、「尊師たちは各人の効力によつて、すでに思慮のある人たちのあとを継ぐことができるように、準備をはじめなさい。我々はあなた方のために道を平らにし、門戸を開くだろう。このために同様に全ての快樂から永遠に離別して、徳、苦行を十分に準備し、また心から神に没頭するように」と述べ、マカオのコレジオにいる神父たちに対して、続けて日本に渡航する準備をするよう、呼び掛けてさえいたのである。

#### 四 日本密入国の実行過程と日本側の対応

ルビノは日本密入国をより確実なものとするため、渡航する計十名の宣教師を五名ずつに分け、二隊編成とした。先に紹介した一六四二年七月一日付、マニラ発、総長宛書簡では、その理由について、

……だが一艘の船でパードレ全員を危険にさらすことは□**適当**でないと思われた。しかし彼方の哀れなキリシタンに、我々が何らかの成果を引き起こすことができるようにするため、半分が一艘に、

もう半分が一艘に乗船し、異なる場所に上陸すれば、

もし一隊が倒れても、もう一隊が生き残ると思つた。

一艘の船はすでに準備されており、八日までに出発

する。二艘目は今準備されている。これは今年行け

る時期を決定できるかどうか疑わしい。なぜならす

で貿易風が始まっているからである。しかしもし

今年出発できなくても、来年貿易風が始まったらた

だちに出発するだろう。<sup>(43)</sup>

と書いている。一艘目に乗船する第一隊のメンバーは、

ルビノのほか、カペチエ、モラレス、フランシスコ・

マルケス、メチンスキと四名の従者の、総勢九名で構成

された。

一行は一六四二年八月六日(寛永一九年七月一日)

に、薩摩国甑島小串で「地下之者」に発見され、長崎に

送られた。<sup>(44)</sup>『長崎オランダ商館の日記』によれば、一行

はその後長崎奉行所で水呑みの拷問などを伴う厳しい尋

問を受け、翌年三月に「駄馬に乗せて全市内を曳き廻さ

れ、市外の刑場で穴吊の刑に處され」、ルビノはその日

のうちに死亡し、従者の交趾人一名が棄教したほかは、

全員穴の中で死亡した。<sup>(45)</sup>こうしてルビノは日本布教を果

たせなかったものの、「栄光ある死」を獲得することは

できた。

第二隊は、上陸後の副管区長に任命されていたペド

ロ・マルケス神父を長とし、カッソラ、キアラ、アロイ

ヨ各神父、イルマンのヴィエイラ、海外在留の日本人な

ど俗人五名が同行し、総勢十名であった。<sup>(46)</sup>一行はルビノ

より一年遅れて一六四三年の貿易風に乗って日本に渡航

した。オランダ人の記録によれば、彼らはマニラ諸島の

下方の小島ブラス或はボリヤスから出帆し、一隻の

ジャンク船で陸地に近付き、一行一〇名だけ小サンパン

船に乗り移って筑前国大島に上陸した。<sup>(47)</sup>『通航一覽』卷

一八八では、寛永二〇年五月一二日のこととしている。

彼らは頭を剃り、日本人に変装していたがすぐに捕縛さ

れ、同年七月一〇日、江戸に送られた。<sup>(48)</sup>ルビノ一行のよ

うに長崎ではなく江戸送りとなったのは、ちょうどこの

頃南部山田浦にオランダ船が漂着し、船長はじめ乗務員

が捕えられ、江戸送りとなった事件と関係がある。『南

部漂着記』によると、彼らは日本に宣教師を連れて来た

のではないかとの疑いをかけられ、大目付井上政重の取

調べを受けたときにマルケス一行と尋問の場で居合わせ

ている。<sup>(49)</sup>このときオランダ人は通詞から、以下のような

情報を得た。

彼(通詞)は我々に、捕えられた宣教師が拷問により、或いは自発的に、次のことを告白した、と語った。厳しい罰が課されているにもかかわらず、尚毎年マニラから日本に宣教師が来るだろう。来年は日本人宣教師二人と、スペイン人宣教師数人が当地におくられる筈である。マニラからの宣教師の送り込みは、たとえ百年間、日本人により殺されようとも、止むことなく、常に続くだろう、と。このこと及び、毎日多数の日本人キリシタンが明るみに出ること、及び我々オランダ人が日本の北から、これらの捕えられた宣教師が西から、略々同時に来たことは、日本国を恐れさせ、皇帝を大いに不安にした。そこで皇帝は殆ど誰をも信ぜず、捕虜が尋問され、取調べられる会議には、大体すべて自ら出席する<sup>(50)</sup>。マルケス一行が長崎ではなく江戸送りとなったのは、不安を抱いた皇帝すなわち家光の意向によるものだった。ここでは家光を大いに不安にさせている原因として、一宣教師の自白内容、二多数の日本人キリシタンの発覚、三宣教師(という疑いの者も含めて)の相次ぐ渡日、が問題になっている。この三点について、以下検討してゆく。

一の宣教師の自白内容については、別に「今度筑前国大嶋二而捕候伴天連・同入満・同宿、白状之事」という文書にまとめられているものから検討することができる。これを在江戸の諸大名は江戸城で、在国の者は寛永二〇年九月一日付老中書状を添えて与えられている<sup>(51)</sup>。この白状は五箇条から成り、第一に、ローマ教皇がパードレを派遣することでも多くの国を「むさふり取」ってきたこと、日本についてはまずパードレを派遣し、大方宗門が広まった時点で軍隊を派遣するという計画があるということ、第二に、日本を奪い取ったあと国を東西に分け、大坂から東はフランシスコ会が、西はイエズス会が布教するということ、第三に、パードレを日本へ派遣した費用は会別に付け置いており、数百年後であつても、日本が教皇のものとなつたら、各会の「檀那」から取り立てるつもりであること、「世界之有内ハ伴天連を渡し、宗門をひろめ、日本を取」る覚悟であること。第四に、具体名とともに、来年日本人、南蛮人パードレがマニラから日本に渡航する計画があること。またマニラ、マカオでは日本人の子供をいずれ日本に派遣するため、パードレにする準備をしているということ。第五に、日本布教のため、各国のパードレに日本の「仏

法・神道の極意」を学ばせている、というものである。オランダ人が得た情報は、第四のマニラからの宣教師日本渡航を特に指しているものだが、これについては幕府は島原・天草の乱直後にマニラ遠征計画を検討しており、現実的な危機感をもって受けとめたと思われる。

二の日本人キリシタンの発覚については、『徳川実紀』寛永二〇年の項に、次のような記述が認められる。<sup>(53)</sup>

(正月) 廿七日、紀藩狩野彌右衛門邪宗尊奉する聞えあるにより、父子家僕まで十三人府の邸に召よせ置たれば、指揮を待てさし出すべき旨、大目付井上筑後守政重のもとへうたへらる。

(二月) 十二日、堀田加賀守正盛が浅草の別荘にならせたまふ。紀伊国より捕出したる天主教の徒を引出し、御みづから鞫問し給ふ。

(四月) 廿一日、堀田加賀守正盛別墅にならせたまひ、天主教の徒鞫問のさま聞召る。

(四月) 廿七日、夕かけて酒井讃岐守忠勝が別墅にならせられ、天主教の徒をみづから鞫問し給ふ。

このように、家光自身がキリシタンを尋問し、あるいは尋問の様子を見るなどしており、この時期のキリシタンの露見と、それにたいする家光の関心の高さを窺い知

ることができるといえる。五月一日には諸大名にキリシタン厳禁の旨が伝えられ、<sup>(54)</sup>五月二三日には大目付の井上筑後守政重が「年頃天主教考察のこと心いれつかふまつるを褒せらるゝよし」として、三千石の加増を受けた。<sup>(55)</sup>井上政重は島原・天草の乱以降キリシタン禁制政策に関与してきたが、<sup>(56)</sup>宗門改役としての活動を始めるのは、この加増以降のことであると考えられる。岡山藩では、井上の主導による藩内キリシタンの摘発が寛永二〇年から一六五

一(慶安四)年まで続くが、一番早い摘発の記録は、寛永二〇年七月二二日に籠舎となっている磯上村七右衛門夫婦である。<sup>(57)</sup>

マルケスら一行が筑前国大島で捕縛され、オランダ人が南部山田浦に漂着したのは、まさに以上のような、家光のキリシタンに対する警戒感が高まり、絶えない国内の残存キリシタンを徹底的に壊滅しようとする禁教体制を整えようとしていた矢先の出来事であった。三は、この流れを決定付けるものであった。

マルケス一行は江戸送りになったあと、井上政重の詮議を受けた。政重のキリシタン穿鑿の手段は「契利斯督記」に詳しく見ることができ、処刑を極力避け、キリスト教の矛盾を問う論議や適度の拷問で転び(棄教)

を奨励するなど、キリシタンの心理を巧みにつくものだった。マルケス一行の穿鑿については、

色々御穿鑿仕候由、嗚問ノ上ニテ、両度ニ四人ナ

ガラコロビ念仏を申、コロビ申候儀偽ニテ無之由、

手形仕候由、入満同宿共ハ、伴天連ヨリ前ニ一人二

人ヅ、コロビ、日本ノ宗旨ニ罷成候由<sup>(58)</sup>

とあり、井上のもとでパードレ全員が念仏を唱え、棄教の証文が取られたとある。しかしさきほどの漂着オランダ人の日記では、「この宣教師達は、堪えがたい苦痛のため信仰をすて、日本人になったが、これを進んで行なうことを拒絶した<sup>(59)</sup>」とあり、その二日後の記録には「捕らえられた四人のポルトガル宣教師の中、二人は尚キリスト教の信仰を棄て、日本人になることを望まない<sup>(60)</sup>」とあって、二名が信仰に立ち帰ったことを伝えている。その二名の仕置きについて、「契利斯督記」はこう述べている。

其後アロンゾ立アカリ候ニ付而、上意ニテ女蔵江入候へバ、廿日程存命ニテ病死イタシ候、ゼジュンと申自害ニナリ申サンヤウニ食ヲ少宛イタシ身ヨハリ相果候掟御座候由、其通ニイタシ相果申由、フランシス一人女一人籠ニ入置候へバ、是ハ籠屋ニテ女

ト心候而、兩人トモニ白状イタシ候ニ付、籠中ノ者ニ見セ候テ、伴天連之祝言珍敷候間見候へノ由申付、夫婦盃ヲ取カワセ、筑後守屋鋪江召寄置處ニ致病死候由、<sup>(61)</sup>

両神父とも女性といっしょに籠に入れられ、アロンゾ・デ・アロイヨはゼジュン（断食）で死に、フランシスコ・カツソラは女性と祝言をあげ、事実上神父の身分を放棄した。もはや信仰のために処刑されることはなく、殉教への道は閉ざされたのである。

寛永一九年に日本に密入国したルビノ第一隊が長崎奉行のもとで一名を除き殉教したのとは対照的に、寛永二〇年のマルケス第二隊については、ほぼ全員が棄教する結果となった。これ以降、修道会の派遣する宣教師の密入国は途絶えた。密入国してくる宣教師にたいする日本側の排撃体制が、寛永二〇年にいたって一応の完成をみた結果であると言えるだろう。この寛永一九、二〇年の宣教師密入国事件で幕府は対外的措置として沿海防備体制を強化して行くのだが、<sup>(62)</sup>国内的には、井上政重の手腕に象徴されるようなキリシタン根絶体制の開始を見るのである。

あとがき

小稿では一次史料であるアントニオ・ルビノの書簡を中心に分析した結果、一六四二年、一六四三年のイエズス会士日本密入国事件について、以下の点が明らかになった。

第一に、ルビノが鎖国体制下の日本に敢えて渡航した理由は、従来の研究で指摘されているようなフェレイラの信仰への立ち帰りを促すというものではなく、あくまでも「宣教師の義務」を内外に明示する必要があったという点である。直接的な動機は、一六四〇年のマカオ使節処刑事件で「神の摂理」をルビノが汲み取ったことにある。そこでは宗教家として最高の名誉である「殉教死」が大きなインパクトを与えているものの、ルビノがただ「殉教死」のみを目的として日本に渡航したのではない、ということに注意すべきであろう。彼の日本渡航理由はあくまで日本で布教するという宣教師の使命であり、その明示がこの時期になってもなお、イエズス会の内外において必要だったのである。この点を押さえておくことは、鎖国体制形成の一要因である宣教師の日本密入国問題を考察する上でひとつのポイントになると筆者

は考えている。

第二に、このイエズス会士日本密入国事件は、同時期のオランダ人南部漂着事件とともに幕府に大きなインパクトを与え、鎖国体制の強化が対外的にも国内的にも進んだという点である。特に国内では井上政重の主導によるキリシタン根絶体制が整っていくのだが、この政重の手腕は、死を覚悟してまで日本渡航を熱望した宣教師を棄教させたという事実象徴されている。その方法自体は拷問を利用して念仏を言わせ証文を取るなど、考えられ得る限りの威圧と懐柔策を用いたもので、思想的にキリスト教を排撃する高度な論理を備えたものではなかったと思われる。しかしながら、この方法を獲得したことによって、日本入国を企図する宣教師を排斥するための、一応の体制を整えたと言うことができよう。

注

(1) Joseph Dehergne, *Répertoire des Jésuites de Chine de 1552 à 1800*, Roma: Institutum Historicum S.I., 1973, p.234.

(2) 宣教師の密入国問題については、姉崎正治『切支丹伝道の興廢』国書刊行会、一九七六年、五野井隆史『徳川初期キリシタン史研究』吉川弘文館、一九八三年ほかを

参照。なお、五野井隆史「日本キリシタン教界と宣教師」『大村史談』第五〇号、一九九九年に詳細な宣教師日本渡航者名簿がある。

(3) L・パジェス『日本切支丹宗門史下巻』岩波書店、一九九一年刷り、三五七頁。

(4) 一六三九年一月二日付、マカオ発、イエズス会総長宛、一六四〇年九月二六日付、マカオ発、イエズス会総長宛の二書簡（『イエズス会と日本1』大航海時代叢書（第II期）6、岩波書店、一九八一年、五七八〜五九一頁）。

(5) 村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記第一輯』岩波書店、一九八〇年刷り、永積洋子訳『南部漂着記』キリシタン文化研究シリーズ九、一九七四年。

(6) 「契利斯督記」『続々群書類従第一二』国書刊行会編刊、一九七〇年、六二六〜六六八頁、『通航一覽第五』国書刊行会、一九一四年、『鹿児島県史料旧記雑録後編六』鹿児島県歴史資料センター黎明館編刊、一九八六年。

(7) 同事件を扱った論考としては、姉崎正治『切支丹宗門の迫害と潜伏』同文館、一九二五年、五野井隆史『日本キリシタン史』吉川弘文館、一九九〇年など。

(8) 前掲『イエズス会と日本1』、五七九頁。Jap.Sin. II Japonica-Sinica. の略。小稿では、上智大学キリシタン文庫所蔵の複製本を使用させていただいた。(38.f.212.)

(9) 原文は以下の通り。  
条々

一、日本国被成御制禁之きりしたん宗門之儀、乍存其趣、

寛永鎖国と宣教師の入国問題

弘彼法之者于今密々差渡之事、

一、宗門之族結徒党、企邪義則御誅罰之事、

一、伴天連同宗旨之者かくれ居所え、従彼国つ、けの物送あたふる事、

右、因茲、自今以後、かれうた渡海之儀被停止之畢、此上若差渡にをひてハ、破却其船、并乗来者悉可処斬罪之旨所被 仰出、仍執達如件、  
寛永十六年七月五日

（『御触書寛保集成』高柳真三、石井良助編、岩波書店、一九五八年、六二八〜六二九頁、一二二八号。）

(10) 註(8)。以下、訳中の「」は翻訳者の補記、（）は筆者の補記、〈〉は文中の補記。

(11) 一六三三年一月三日付、日本発、ドミニコ会士下ミンゴデ・エルキシアの管区長宛書簡には「マカオ經由で来る場合に、身分を匿すことのできる修道士を送り、何者であるか見付からないように注意を与えて下さい。もしポルトガル人に身分を気付かれたら、決して日本へは運んでくれません」とある（D・アドゥアルテ『日本の聖ドミニコ ロザリオの聖母管区の歴史（一五八一〜一六三七）』佐久間正安藤弥生共訳、カトリック聖ドミニコ会ロザリオの聖母管区、一九九〇年、三三二頁）。

(12) Jap.Sin.29,ff.184-185. 日付は不明。「マルチェロ神父がマニラ經由で日本に渡航したことが知られたときにマニラで起こったことについての報告」と題されている。

(13) Jap.Sin.29,ff.186v-187.

(14) Jap.Sin.29,ff.188-189.

八九 (二五七)



(15) 註(4)。文中にある三人のイエズス会パードレの捕縛については、何点かの日本史料とオランダ商館の日記でそれぞれ確認できる。前掲「契利斯督記」、六四七頁には、「一、大猷院様御代嶋原一揆落城以後、從仙台伴天連寿庵(ポーロ)、マルチイニヨ市左衛門(式見)、キベ、イトロ(岐部ペトロ) 召捕参候、……三人ノ伴天連簷屋ニテ筑後守(井上政重) 家頼を遣シ噉問申付、コンバニヤ、寿庵、マルチイニヨ市左衛門、コロバセ念仏を申サセ候ヨシ、其後筑後守所江召寄、一兩年指置候所ニ、二人トモニ病死仕候由、キベ、イトロハコロビ不申候、ツルシコロサレ候」とあり、捕縛場所と岐部神父の処刑方法以外はルビノの得た情報と一致している。また、『平戸オランダ商館の日記第四輯』永積洋子訳、岩波書店、一九七〇年、二〇九頁、一六三九年五月二〇日条には、井上政重が「最近、尚三人の宣教師が捕えられ、牢獄に入れられている。二人は日本人、一人はスペイン人である。彼は誰も彼を助けようとしないので、非常に弱り、耐えられない程窮乏し、道で食物を乞い、自ら裁判所の手に落ちたのである」と言った、とある。記述の内容から見ると、この三人の宣教師が上記パードレであることは間違いない。三人が窮乏して出頭したという点も、ルビノの得た情報と一致している。このように、マカオにはかなり正確な情報が伝えられていた。しかしルビノは、「この件の真相について一層明確になるまでは、三人とも殉教したという人々の何通かの証明書を送る」(Jap.Sin.38.f.212v)と総長に書き送っており、情報の取捨選択を行なっている

点が注意される。

(16) 註(8)。

(17) Jap.Sin.38.f.216v-217. 一六四〇年九月一六日付、マカオ発、イエズス会総長宛書簡。

(18) Jap.Sin.38.f.229v.

(19) 一六四〇年九月最後の日付、マカオ発、イエズス会総長宛。J.S.38.f.214-214v.f.226-229v.

(20) Jap.Sin.38.f.214.

(21) Jap.Sin.38.f.220v.

(22) Jap.Sin.38.f.228v.

(23) Jap.Sin.38.f.223.

(24) 註(18)

(25) 前掲『通航一覽第五』、卷一八三、三〇頁。

(26) Jap.Sin.38.f.214v.f.226.

(27) 前掲『通航一覽第五』、卷一八三に同宣告文の原文がみられる(二八―二九頁)。

覚

きりしたん宗門は、御制禁之處、数年弘彼法事、対日本悪逆重疊至極候、依之かれうた船渡海堅御停止之上、若無承引於差渡者、破却其船、乗来候輩悉急度可行死罪之旨、去年以條教被仰出候處、令違背今度相渡候事、別而曲事候、其上彼宗旨をひろむる者、向後不可差渡候由、口上に者雖申来、不注書面候、右宗門之儀計に而、かれうた渡海御制禁之處、不書載其趣事、偽謀之至也、然者乗来族悉雖可被行斬罪、破却其船、分之者並從類可誅戮之、此趣本国へ為可告知、下々之輩少々助身命可追戻之、

自今己後萬一船を渡すにおいては、いずれの湊たりといふとも見合、可處死罪之旨、可相含之者也、

寛永十七年六月三日

對馬守 豊後守

伊豆守 加賀守

讚岐守 大炊頭

掃部頭

(28) Jap.Sin.38.f.226v.

(29) ルビノ書簡と大体内容が一致する、イエズス会士カル・デ・イム編のマカオ使節殉難に関する報告を翻訳した日笠博司氏はこの点について、傍証となる史料が存在しないことを指摘している（「一六四〇年にマカオから長崎へ派遣されたポルトガル使節に関する「報告」―その翻訳註釈ならびに若干の問題点―」『長崎談叢』第八十六輯、一九九七年、六一―六二頁）。カル・デ・イムの報告に、使節の死を栄光化しようとする編纂者の恣意的な意思ありとする氏の立場からすれば、明記されてはいないが長崎奉行の棄教勧告も事実としては認められないということになる。また同時に氏は教会関係者の談話として、「たとえ棄教を迫った相手がカトリック宣教師でなくとも、身分あるポルトガル人に信仰を棄てさせることができれば、それはとりもなおさず、潜伏中のキリシタンに対し、暴力による弾圧以上の強力な見せしめとなるわけであり、日本の役人が執拗に棄教を勧めているのは、きわめてありうることであろう」という結城了悟師の見解を紹介している。筆者は、使節一行の処刑を宣告する六月三日付

寛永鎖国と宣教師の入国問題

条書(註(27))がすでに出されており、これが簡単に撤回できない性質のものである以上、長崎奉行が助命と引き替えに大使以下一行に棄教を迫ったということは考えられないと思う。結城師の指摘するメリットがあるとはいえず、長崎奉行としては上意を速やかに遂行するほうが先決だったのでないか。

(30) 日笠博司前掲論文、八七―九五頁。

(31) Jap.Sin.38.f.228v. 宣教師の義務とは、ルビノも述べているように、異教地でキリスト教伝道に従うことを意味する。参考として、イエズス会の「基本精神綱要」の抜粋を以下に載せる。

「この会において盛式誓願をたてるすべての者は、次のことを、ただ誓約するときばかりではなく、生涯、心にとどめていなければならない。すなわち、この会は会全体としても、またこの会で盛式誓願をたてる一人ひとりの者も、現教皇パウルス三世聖下およびその後継者への従順を忠実に守りながら神のために戦う者となる。すべてキリストを信じる者は、頭首として、またイエスキリストの代理者としてのローマ教皇に従属する者である。福音に教えられ、また正当な信仰をもつ者として、私たちはこのことを知り、固く信じている。しかし聖座への従順をいっそうの熱意をもって深め、さらに自己の意思の否定に徹し、聖霊の導きをより確実なものとするため、三つの誓願とは別に、特別の誓願をたて、現教皇および将来の教皇が多く霊魂のため、信仰宣布のために命じるすべてのことに従い、また、いかなる地域（たとえ

九一 (二五九)

ルコ人その他、信者でないどのような人びとのもとであつても)、またインドと呼ばれる地方、あるいは異端者、離教者、いかなるカトリック信者のもとであつても、私たちのほうからは何らの反対理由や口実を設けることなく、ただちに赴く義務を負うことは、私たち自身にとつても、今後同じ誓約をする者にとつても極めて有益であると判断した。」(聖イグナチオ・ロヨラ『イエズス会憲』中井充訳、イエズス会日本管区、一九九二年、一四頁。)

- (32) Jap.Sin.38.f.228v.  
 (33) 一六四二年七月一日付、マニラ発、イエズス会総長宛、アントニオ・ルビノの書簡。Jap.Sin.38.f.224.  
 (34) Michele Volpe, *Antonio Capece S.J. Martire nel Giappone 1606-1643*, Napoli: R. Stabilimento Tipografico Francesco Gianni & Figli Cisterna dell' Olio, 1912, p.112.  
 (35) Jap.Sin.38.f.224v-225. 文書が破損して不明な箇所は、□で示した。単語の一部が残存しているなど推測が可能な部分については、**囲み線**で補った。  
 (36) H・チースリク「クリストヴァン・フェレイラの研究」『キリシタン研究第二六輯』吉川弘文館、一九八六年、九五頁。  
 (37) H・チースリク前掲論文、一一二―一一五頁。  
 (38) 一六四二年六月最後の日付、マニラ発。Jap.Sin.18 II.f.279v.  
 (39) L・パジェス前掲書、三三七頁。  
 (40) 五野井隆史前掲『徳川初期キリシタン史研究』、一八

四―一九一頁(表一、宣教師の残留および出国数)。

- (41) 一六四〇年九月最後の日付、マカオ発、総長宛。Jap.Sin.38.f.229v.  
 (42) *Breve Relazione della Gloriosa Morte, che IL P. ANTONIO RUBINO della Compagnia di Gesu Visitatore della Provincia del Giappone, e Chiesa, Soferse nella Citta di Nangasackhi dello stesso Regno del Giappone, con quattro altri Padri della medesima Compagnia, Cioe. IL P. ANTONIO CAPECE, IL P. ALBERTO MICISCHI, IL P. DIEGO MORALES, & IL P. FRANCESCO MARQUEZ, Con Tre Secolari. Di Marzo nel 1643. Roma: Per gli'Heredi del Corbelletti, 1652.*  
 (43) Jap.Sin.38.f.224.  
 (44) 寛永一九年七月一六日付、馬場三郎左衛門書状(前掲『鹿児島県史料旧記雑録後編六』、巻九九―一六六)。  
 (45) 前掲『長崎オランダ商館の日記第一輯』、一一二―一二三頁。  
 (46) Jap.Sin.38.f.224.  
 (47) 前掲『長崎オランダ商館の日記第一輯』、一二一―一二二頁。  
 (48) 『国史大系第四十卷徳川実紀第三篇』、吉川弘文館、一九六四年、三三〇頁。  
 (49) 前掲『南部漂着記』、六九―七二頁。  
 (50) 前掲『南部漂着記』、八四―八五頁。  
 (51) 前掲『鹿児島県史料旧記雑録後編六』、巻一〇〇―三三〇、三三一。なお、前掲『通航一覽第五』、巻一八八(九五頁)。

- (52) 前掲『平戸オランダ商館の日記第三輯』、一六三七年一〇月三〇日条(四九七頁)、前掲『平戸オランダの日記第四輯』、同年一月三日条(一八頁)では、長崎奉行がオランダ人に対しマニラ遠征計画を持ちかけていることがわかる。この遠征計画について山本博文氏は「長崎奉行榊原職直の私案に基づくもので、なんら幕府内部の検討を経ていない」(山本博文『鎖国と海禁の時代』校倉書房、一九九五年、一九〇頁)と指摘している。しかしながら島原・天草の乱後、大目付井上政重が「長崎に来て、マニラの件についてくわしく聞き、これについてさまざま計画を出させ」、さらにその後オランダ人を自邸に呼び、マニラの兵力や要塞について意見を出させたとある(前掲『平戸オランダ商館の日記第四輯』、一六三九年五月二〇日条、二〇八頁)。当該期における井上の幕政上の位置を考えれば、マニラ遠征計画は、島原・天草の乱以降、幕閣レベルの検討対象として取り上げられていたと言えよう。
- (53) 前掲『国史大系第四十卷徳川実紀第三篇』、三〇六―三一二頁。
- (54) 前掲『国史大系第四十卷徳川実紀第三篇』、三一二―三一四頁。
- (55) 前掲『国史大系第四十卷徳川実紀第三篇』、三一四―三二五頁。
- (56) 村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』文献出版、一九八七年、五一頁。
- (57) 「慶安三年吉利支丹之覚」(「池田家文庫」所蔵)。岡山藩のキリシタン摘発は、そのほとんどが井上政重の主導

で行なわれている(妻鹿淳子「備前藩の宗門改制度とキリシタンの摘発について」『清心中学清心高等学校紀要』第五号、一九七九年)。

- (58) 前掲「契利斯督記」、六四八頁。

- (59) 一六四三年一〇月二〇日の条(前掲『南部漂着記』、六九頁)。

- (60) 前掲『南部漂着記』、七三頁。

- (61) 前掲「契利斯督記」、六四八頁。

- (62) 山本博文前掲書、一二二頁。

この小論を作成するにあたりご指導をいただいた高瀬弘一郎先生、峯岸賢太郎先生に篤く御礼を申し上げます。